

第8章 開発技術協力事業

第1節 事業の概況

開発途上の国々が経済の自立化をはかり、経済発展を進めるにあたって、これらの国々の資金、外貨、技術力の不足等の諸制約を考えた場合、近い将来独力で経済発展の軌道に乗ることは、少なからず困難性のあることが指摘できる。このような認識のもとに先進諸国は開発途上国の自助努力を支援するため、従来から資本、外貨不足を補うため借款を供与する等の「資本協力」、技術水準、人的能力の向上を促進させるための「技術協力」、輸出の増進を通じ外貨不足の緩和と産業の発展をはかるための「貿易を通じる経済協力」等を行ってきた。

しかしながら、これらの援助は量的にも限られ、また、贈与の形で行なわれたい限り返済しなければならぬ債務として残るため、援助額が増大するにつれて累積債務額が増大し、その返済のため新規援助の一部が相殺されて開発途上国の経済活動を阻害する一因ともなっている。

このため、これら開発途上諸国は総輸出の大宗を占める一次産品の輸出拡大をはかり、経済開発を軌道に乗せるための外貨の獲得に力を入れており、先進諸国に対して一次産品の買付増大を強く要求している。

しかしながら、開発途上国の一次産品は、一般的に品質、価格の面で国際競争力に乏しく、また輸出余力が不足し供給安定性に問題がある。

したがって、開発途上国からの一次産品の輸入を促進するためには、今後わが国として輸入の増大が期待される品目について、投資を含む資本協力と技術指導を有機的に組み合わせた開発輸入を促進し、輸出余力の拡大、品質の向上、コストの低減等により供給の安定性を確保することが、わが国にとって望ましい経済協力の一形態である。

開発技術協力事業は、以上のような背景をもとにして、一次産品の輸入拡大を通じて貿易強化をはかるため、わが国の需要に適合するようにその生産性の向上、品質の改善、流通機構の整備等の面の技術協力を行なうため、昭和42年度から発足した事業である。

① 初年度の昭和42年度は、タンザニア、インドネシアおよびカンボディアに対してとうもろこしの開発協力調査ならびにタイの一次産品開発協力調査を実施した。

② 昭和43年度は、前年度に実施した調査結果に基づき、インドネシアおよびカンボディアに対してとうもろこしの開発協力を行なうことに決定し、専門家を派遣し、協力に必要な機材供与を行なった。また、タイ一次産品開発協力としては、ケナフのレッティングポンド浚渫用建設用機材の供与と大豆開発専門家の短期派遣を行なった。

③ 昭和44年度は、前年度からの継続でインドネシアおよびカンボディアとうもろこし開発協力に対し専門家を派遣、機材供与を、タイ一次産品開発協力に対しては、油糧種子実験室用分析機材と輸出規格検査用機材の供与を行なった。また、新規事業としてカンボディアの森林開発のための調査を行なった。

④ 昭和45年度は、インドネシアとうもろこし開発協力事業の協力期間が本年度で終了するので、巡回指導班を派遣してイ側と協議の結果、さらに3年間協力することに決定し、専門家の派遣、機材供与を行なった。カンボディアとうもろこし開発協力事業は、同国の政変に伴う政情不安のため、事業を一時中断し派遣専門家を帰国させた。また、タイ一次産品開発協力事業としては、油糧種子実験用パイロットプラントを供与するとともに、大豆の開発に協力するため専門家を派遣し、実態調査、育種選抜試験、栽培適応試験等を開始し、協力に必要な機材を供与した。新規事業としては、インドネシアおよびタイに対してとうもろこし開発協力のための調査を行なった。

⑤ 昭和46年度は、インドネシアとうもろこし開発協力事業の協力期間延長に伴ない、さらに濃密な協力を行なうため派遣専門家もプロジェクト地区に分散配置するとともに、機材供与を実施した。タイ一次産品開発協力事業に係る大豆開発については、協力を開始してから2年目にあたるため現状把握を行ない、問題点の抽出とその解決のため巡回指導班を派遣し、派遣専門家に対し指導助言を行なうとともに機材供与を行なった。とうもろこし開発については、協力の相手先である国家開発省信用販売局の機構改革問題、タイ側で負担すべき費用が予算化されなかったこと等により実施調査団の派遣を見合せた。カンボディアとうもろこし開発協力事業は、同国の強い要請により協力期間を3年間延長することになり専門家を派遣し協力を継続することにした。新規事業としては、インドネシア・ランボン農業開発協力事業を実施するための実施調査団を派遣し、イ側と協議して合意議事録に署名するとともに、本協力をスムーズに実施するため長期調査員を派遣した。

⑥ インドネシアとうもろこし開発協力事業は、農協の指導および明年度実施する予定のエバリュエーションのための予備調査を兼ねた巡回指導調査を実施した。タイ一次産品開発事業に係る大豆開発については、チェンマイ県を中心に優良品種の育成に重点をおいて協力し、オイルシード・ラボラトリー協力については、供与機材の据付も完了したので専門家を派遣し

た。インドネシア・ランポン農業開発協力事業は、普及センター、低地農業開発および高地農業開発の3つのサブプロジェクトに協力することになり、11月に協力協定が締結され、専門家派遣、機材供与を行なった。新規事業としては、エチオピアに対し油糧作物（主として菜種）、飼料作物（主としてアルファルファ）の開発を目的として予備調査を実施し、また、タイに対しエビ養殖開発を実施するための調査団を派遣し、協力の目的内容についてタイ側と協議して合意議事録に署名した。

第2節 48年度事業の実績

1. インドネシア東部ジャワ州とうもろこし開発協力事業

(1)事業の概要と経緯

インドネシアは年間約300万トンのとうもろこしの生産量があり、東南アジア最大のとうもろこし生産国であるが、その生産物はまず農家の自家消費にあてられ、余剰分が国内市場向けに販売されているにすぎない。従って、とうもろこしの輸出については国民食糧確保の見地から許可制により、むしろ抑圧的政策をとっていたこともあったが、輸出振興上、東部ジャワ州におけるとうもろこし増産計画を立て、これに対し、日本の協力を要望してきた。しかしながら、インドネシアのとうもろこしは品質において、異色粒未成熟粒の混入、不揃い、熱害、虫害等が多く、また上記の国内消費が主力であるので、生産性が低く、現状では大量に輸出することが出来ない状態である。ここに増産、輸出振興政策の一環として、上記問題点を解決するために昭和43年度より3年間の協定で、とうもろこしの増産、品質改善、流通機構の整備について技術協力を実施してきた。その後、本事業はインドネシア側の強い要望もあって46年4月2日に、49年7月31日までの向う3年間の協力期間延長の協定に調印し、協力事業は継続されることとなった。

事業の内容はとくに雨季作とうもろこしを対象として、各カブパテン（Kabupaten）事務所を通じ、農協あるいはデサ（Desa）長を参加農民の代表として、生産栽培契約を結び、プロジェクト側は植付時に農民に対しヘクタール当たり、尿素200kg、優良種子25kgを提供し、農民側はそれに対し、収穫時に乾燥とうもろこし子実450kg基準で、子実またはイアコーン（穂芯付とうもろこし）のかたちで返納させるものである。その返納分の集荷には農協があたり、集荷分を日本の組合貿易との契約によって、スラバヤ港またはバニワンギ港から、日本に輸出されることになった。また、事業の運営に際し、必要に応じ、農薬を無償で配布したり、災害に遇った場合、被害の程度によって、返納の免責制度も採用している。

日本側は協定に基づき、コロombo計画により栽培、品質管理、流通等の専門家を派遣し、ト

ラクター等の農機具、肥料（尿素）等を供与して、これに協力している。事業は組織上、本部を東部ジャワ州農業普及層におき、局長を責任者と定め、地方各カブパテンが中心となる。日本人専門家はそれぞれ本部や各地域のカウンタパートと協力して事業の運営にあたる。

(2)技術協力事業の内容

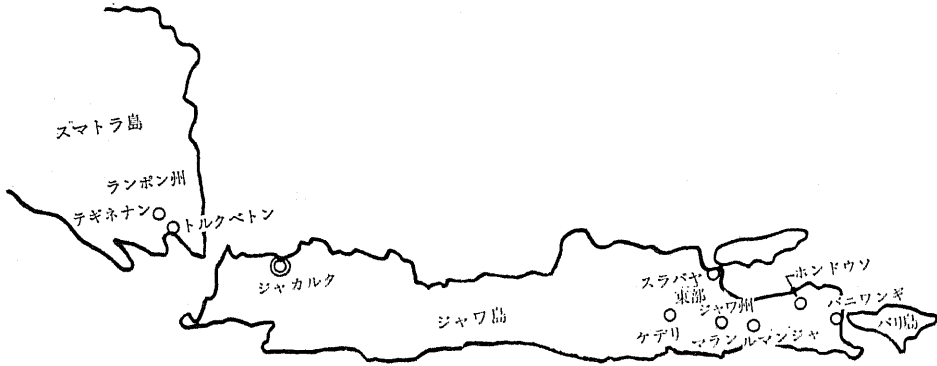
プロジェクトの対象地域としては従来と同様、東部ジャワ州のメーズ主産地であるケデリ、マラン、バニワンギ、ボンドウソウ、ルマジャン（図1）を選定した。48年度のそれぞれの地域の展開予定面積は表1のとおりであった。ただし、48年度の事業展開にあたって、イ側の方針によって、中央政府の展開するビマス・パラビジャ（畑作物振興策）の中に本事業も包含され、事業運営も肥料、種子の他、営農資金をも農民に供与し、返済も現金にてする方式に変更した。その結果、本プロジェクトの当初の基本計画であった返済分の対月輸出の件は主要テーマとしては登場しなくなった。しかし、他方において、農協が農民銀行により、収買資金の融資を受け、それによって農民より収買し、輸出する可能性はあったが、連年の不作との関連でメーズの輸出禁止が続行されたため、これは実現しなかった。事業推進の中心として、46年度より正式に発足したマランのメーズセンターは東部ジャワ農業の中心的役割を果たすところの、「農業開発センター」に発足し、種子生産はもとより、稲作まで含めた広範な作物を対象として、応用試験、訓練までも行なうこととなった。日本人専門家は48年度も47年度と同様、東部ジャワの5モデル BUUD（拡大農協）の育成に専念したほか、マランの農業開発センターにおいて、各種講習会、セミナーの講師として積極的に貢献した。

48年度巡回指導は49年2月から3月にかけて約1カ月にわたって実施されたが、ここでは主として49年7月の協力期限の終期を控えて、事業のエバリュエーションを行なった。その結果、本プロジェクト6年間の経過より自然・社会環境の変化も手伝って、全体としてプロジェクトの所期の目的は達せられなかったが、個々の点では見るべきものがあった。具体的にはマランメーズセンターの設立、種子の生産体系の確立、とりわけ早生種のクレテックの発展、一部であるが農民組織の定着がそれである。

表1 48年度東部ジャワ各プロジェクト地区とうもろこし栽培予定面積 (ha)

マラン	ケデリ	バニワンギ	ルマジャン	ボンドウソウ	計
800	2,500	900	750	100	5,050
ハラバン	クレテック	メトロ	p. S. 42	ボゴール・コンポジット	種類

図1 インドネシア（ランボン州および東部ジャワ州開発協力事業略図）



派遣専門家

- 田村 美治（団長・企画）
- 福里藤三郎（生産技術）
- 広瀬 昌平（ " ）
- 坂本 治彦（ " ）
- 森田 正清（ " ）
- 河内 英一（流通）
- 芳住 喜介（調整）

巡回指導班

- 大戸 元長（団長）
- 大沢 一夫（農業協同組合）
- 舘 斉一郎（農業経済）
- 森 安良（協力企画）
- 後藤 一吉（ " ）
- 八島 継男（調整）

2. インドネシア・ランポン農業開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

(農業協力事業の同項参照)

(2) 技術協力事業の内容

48年度における畑作関係の農業普及センターおよび高地農業開発に対する実施状況は次のとおりである。

1. 農業普及センター

Tegineneng Center における48年度畑作関係の試験内容として

- イ) 播種時期試験 (陸稲, とうもろこし, 落花生, 大豆)
- ロ) 肥料試験 (陸稲の Local Variety と Improved Variety の比較条件下)
- ハ) Nの分施肥時期 (陸稲, とうもろこし, ソルガム)
- ニ) 作付体系に関する試験 (混作, 間作, 単作)
- ホ) 品種選抜試験 (陸稲, とうもろこし, 大豆, ソルガム)
- ヘ) 除草剤の Screening Test
- ト) 殺虫剤の Screening Test

の7課題を設定し, 播種, 管理, 生育等の調査を行なった。

なお, 47年度に設定され実施中の次の5課題

- イ) 播種時期試験 (陸稲, とうもろこし)
- ロ) 窒素分施肥時期試験 (")
- ハ) 施肥量試験 (陸稲)
- ニ) " (とうもろこし)
- ホ) 施肥量と窒素分施肥 (キャッサバ)

についても, 前年度に引き続いて試験圃の管理, 収穫等の調査を行なった。

2. 高地農業開発

この計画は, 中部ランポンおよび南部ランポン州の5郡 (Natar, Gedungtataon, Gunung Sugih, Terbanggibesar, Sukadana) の約 5,000ha の地域において実施され, 約 100ha の Demo Farm 毎に約 0.3ha の試験区 (Trial Plot) を設置し, とうもろこし, 豆類, キャッサバおよび多年生作物を対象とし, 改良技術の導入・演示・訓練・普及, 農民グループの組織化, 農業経営に関する指導等を行なうもので, 48年度の実施状況は次のとおりである。

イ) Demo Farm

地区選定にあたっては, 1カ所 100ha 以上の面積がとれ, かつ Main Road に近く普及効果の高い, それに既耕地, 既耕地と alang alang が半々, 全部 alang alang の3地区に分け

られることを前提条件として6カ所を選定した。

しかし、本年度の雨期作は現有肥料および参加農家の不安感をも考慮し、耕種要領を定め、耕起、播種等を実施するとともに地区農家の経営実態調査等を行なった。

郡	村	面積	参加農家	クロッピング・パターン
Natar	Haduyang	10 ha	19戸	とうもろこし、陸稲、キヤツサバの混作
	Merakbatin	7.5	8	〃
	Rulung Helok	14	23	〃
Gunung Sugih,	Rengas	11	14	とうもろこし、キヤツサバの混作
	Sidokerto	11	13	とうもろこし、陸稲、キヤツサバの混作
	Bulusari	11	15	〃
計		64.5	92	

ロ) Trail Plot

設置個所は上記 Demo Farm 選定地区6カ所の他に Terbanggibesar 郡の1カ所を加えた7カ所とし、各地区ともそれぞれ1ha前後を借り受け、土壤の概略調査を行なった後、試験区実面積約0.4~0.6haを耕起し、播種(陸稲、とうもろこし等)、管理、収穫等の調査を行なった。

3. 巡回指導班の派遣

畑作 Demo Farm の実施にあたって懸案となっていた作付体系、機械導入、農民組織化等の計画策定のため、49年2月に田中基雄氏(農林省農蚕園芸局普及部長)を団長とする巡回指導班を派遣した。

派遣専門家

森 弘(普及)
 白陸 昭(農業経営)
 石田 忠人(農業機械)
 後藤亮之助(調整)

巡回指導班

田中 基雄(団長、地域開発)
 稲村 宏(副団長、畑作栽培)
 小林 隆史(営農計画)
 松崎 昭(協力企画)
 高橋 昇(圃場整備)
 田辺 耕治(業務調整)

3. タイ国一次産品開発協力事業

(1)事業の概要と経緯

昭和42年度および43年度の2次にわたり調査団を派遣し、本協力の対象品目をケナフ、油糧種子、カッサバ、とうもろこし、マイロ、タバコの6品目とすることに決定するとともに、各品目ごとの問題点と技術協力の実施構想をまとめてタイ側に提示、その同意を得た。すなわち、本協力は油糧種子（大豆、ひまし、ごま、落花生等）、飼料作物（とうもろこし、マイロ、カッサバ）およびケナフの生産性の増大、生産コスト低減、品質の向上を図ることを目的としている。

このうち、ケナフについては、昭和43年度において、規格検査については、昭和44年度において実施済みであり、大豆開発については、昭和45年4月から5月にかけて3名の専門家を派遣するとともに、必要資機材の供与を行ない、油糧種子実験室およびとうもろこし開発協力調査を実施した。

昭和46年度においても、前年度に引き続き資機材の供与を行なうとともに、3名の専門家が協力を実施している。また、巡回指導班を派遣して指導、助言を行なった。

(2) 技術協力事業の内容

a) 大豆開発協力事業

米を除いて、タイ国における有望な農産物としては、まずとうもろこしと油糧種子があげられる。タイ国は近年、油糧種子、とりわけ大豆については国内油脂工業の原料、国内蛋白源あるいは輸出農産物として、その振興に努力している。そのため、最近ではその生産高は10～15万トンに達し、2～3年前の3倍近い増産を見ている。その一部はすでに香港にも輸出され、輸出品としても次第にその地位を高めつつある。しかし、生産性の点でも品質の点でも米国大豆や中国大豆に劣り、改善の余地がある。

タイ国の大豆の90%はスコタイ地方で生産される雨季大豆である。この雨季大豆とは雨季に水稲が栽培できないスコタイ地方の台地に栽培するものをいう。そして、残りの10%がチェンマイを中心とした灌漑農地に栽培する乾季大豆である。また、研究の中心はチェンマイ近郊メジョ農試である。

わが国からは増産、品質改善および流通コスト低下のため育種専門家2名、流通専門家1名を派遣し、必要資材を供与している。とくに専門家は47年度より、チェンマイのメジョ農試に常駐し、人工交配ならびに雑種後代の育成、生産力検定試験、導入品種の選抜試験等のカウンターパートを指導しながら実施中である。中部のスリサムロンでは雨季大豆の試験が実施されているが、48年も早ばつにより殆ど成果を見なかった。その他、東北地方のカラシン、ロイエ

の種子増殖場においては根留菌着生試験を実施した。さらに流通専門家は農民の生産コスト調査、大豆の栽培実態調査、流通事情調査を実施した。47年に入って、従来、続けられていた育種試験がようやく本格化してきたので、わが国の協力の当面の目標を現在タイ国で次第に普及しつつある SJ₁、SJ₂ に代るべき、さらに優れた形質を有する品種の創出に努力することとした。

47年度巡回指導班は48年3月、約2週間の日程でタイ国を訪問し、バンコックにおいてタイ国農協技術首脳陣と会談したほか、メジョ農試、スリサムロン農試、カラシン種子増殖場、コンケン種子増殖場を訪問し、試験の実情を視察し、必要な指導を実施した。とくにタイ国当局者との会談では当面の協力プロジェクトの目標を育種におき、なおかつ、現在のところ、それが順調に進行しつつあることを確認し合った。また、50年6月までの事業の指導計画についても合意した。なお、48年度には巡回指導班は派遣しなかった。

派遣専門家

国分喜治郎（育種）

谷村 吉光（"）

橋本 綱二（"）

b) 油糧種子実験室

輸出競争力のある高品質な油糧種子の開発のため、およびタイ国油糧種子産業の振興のため、タイ国における油糧種子の分析、搾油抽出のミニプラントの設置が必要となり、昭和44年度、45年度の両年にわたって、分析実験機器、ミニプラントの供与を行なってきた。しかし、タイ側の施設建設が遅れ、さらにオイル・プラントに使用する予定の給水施設の不備から、良質の水が得られないため、オイル・プラントの運転の運びに至っていない。これについては48年度でほぼ水処理装置の供与を終え、運転開始に先だち49年3月に、巡回指導班の派遣を行ないミニプラントの保守点検の助言と指導を行なった。

他方、油脂分析の分野では47年10月より、専門家を派遣し、5カ年にわたり本ラボラトリーで行なうべき、試験計画が策定されるなど多大な成果をあげた。48年11月には同分野の専門家を派遣した。

専門家：加藤秋男（油脂分析）47.10～48.3

専門家：中里 敏（油脂分析）48.11～49.11

巡回指導班

千葉 重明（プラント修理）48.3.20～48.3.27

徳高 孝（調整）48.3.20～48.3.31

4. タイ国エビ養殖開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

タイ国政府は、第3次経済社会発展5カ年計画（1972～1976）において「エビ養殖事業を産業的規模で開発し、エビの対外輸出を増大させる」ことを重要施策の一つとし、エビを輸出向け農水産物増産計画の中で最優先することに決定し、まず、エビ養殖の先進国としてわが国に技術協力を要請してきた。

これに基づき、昭和47年7月18日から同年8月7日まで開発のための調査団を派遣した。その結果、タイ国におけるエビ養殖事業開発の可能性は極めて高いとの結論を得た。

昭和48年3月上記調査団の結果について、総合的見地から調査し、またタイ側と協議して技術協力の具体的内容を策定するための実施調査団を派遣し、合意議事録に署名し、3年間協力することとした。

この合意議事録に基づいて48年10月に長期専門家3名、48年11月に短期専門家4名をそれぞれ派遣し、所要の資機材を供与した。

(2) 協力事業の内容

(i) スミサコン・パイロットファーム

本パイロットファームにおいては、約5haの養殖実験池を造成すべく、水理土木の短期専門家を派遣し、必要なデータを作成した。

(ii) ラヨン海洋漁業試験場

本試験場では種苗生産を中心とする技術上の助言、指導を行なった。

長期専門家

中山 八島（養殖）

寺崎 誠（"）

矢代 義文（"）

短期専門家

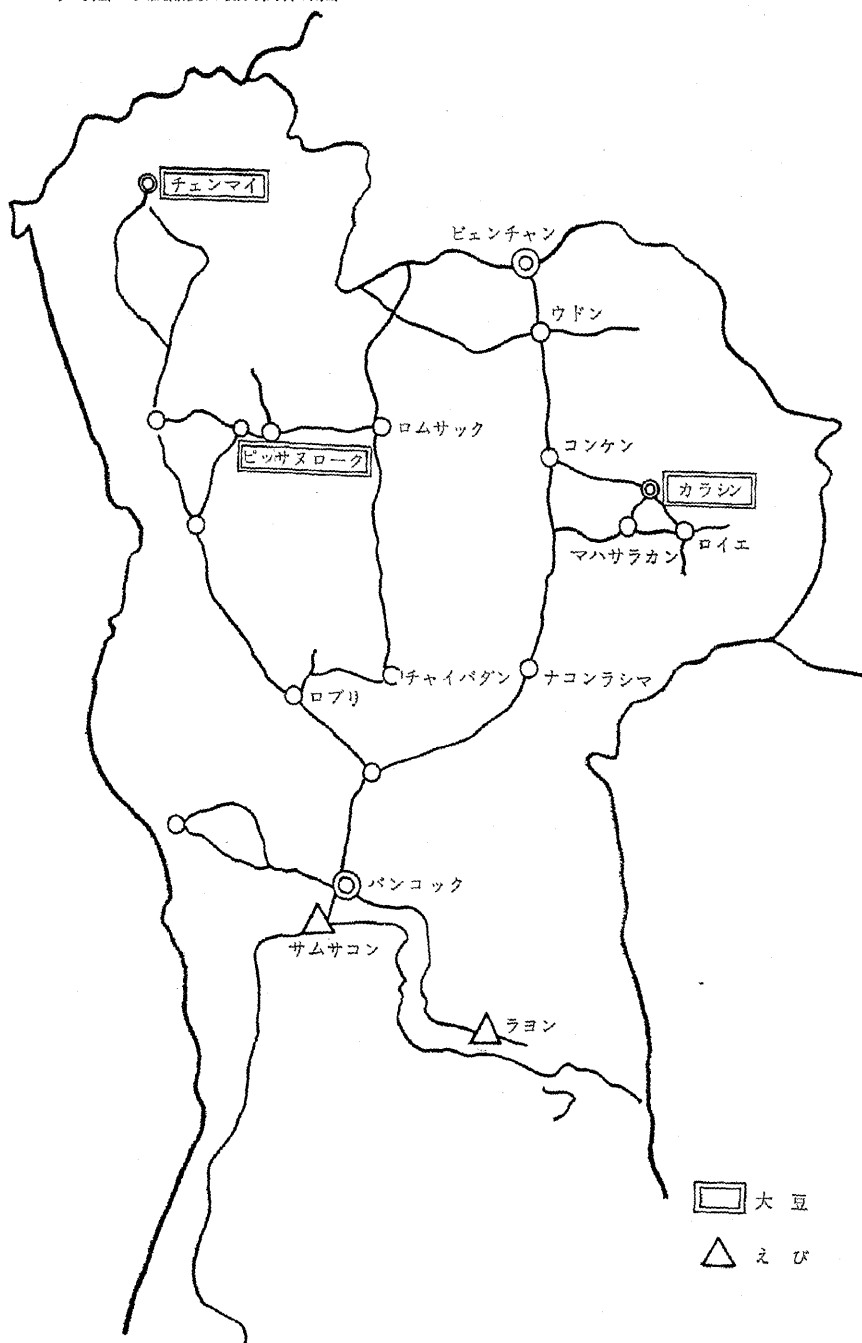
藤谷 超（生化学）

茂野 邦彦（養殖）

桜井 喜十郎（水理土木）

乃万 俊文（"）

タイ国一次産品開発協力関係略図



5. カンボディアとうもろこし開発協力事業

(1) 事業の概要と経緯

カンボディア政府は、わが国に対し日・カ合弁による熱帯作物栽培公社 (SOCTROPIC) の設立を期し、技術協力を要請してきた。わが国は両国の貿易収支是正の観点から、とうもろこしの開発について、生産から流通面に至る協力を実施することとした。わが国は昭和42年度に実施調査団を派遣し、その調査結果に基づき、昭和44年3月末に流通、土壌・肥料、農業機械の3名の専門家を派遣し、併せて肥料、農薬、農業機械等を供与し、協力事業を開始した。

(2) 技術協力事業の内容

本事業は試験場において選抜した優良品種とそれに適合した新耕種基準を一般農家に普及し、増産を図るものであった。その普及方法は次のようなパイロット集落方式により、また普及品種としては当初は在来種を採用した。

〔パイロット集落方式〕

- (イ) 場所——コキトム (プノンペンより 53km 地点) およびサムロントン (プノンペンより 43km 地点) の両村。
- (ロ) 規模——全面積を 100ha とし、20ha を単位とする5集団を形成する。
- (ハ) 方式——契約栽培方式をとり、契約農家に対してトラクターによる賃耕および肥料の低価格配付を行ない、増収分のとうもろこしで返済させる。また、生産されたとうもろこしは全量 SOCTROPIC へ売却する。
- (ニ) 管理・運営——20ha ごとに部落の有力者を責任者に任命し、監督・指導は、この責任者とカウンターパートが行なう。また、肥料の配布、とうもろこしの集荷は、この責任者を通して行なう。

昭和44年度は本来の集落方式による普及活動ができず、コキトム、サムロントン両地区農家と契約によるトラクターの賃耕が主要業務であった。一方、契約栽培とは別にコキトムの農家圃場を利用して展示圃場を設置し、とうもろこしおよびソルガムについて栽植密度試験、肥料試験、品種比較試験等の栽培試験および展示を行なった。そして、本格的な契約栽培による普及活動は45年度以降に展開することとした。しかしながら、昭和44年度末の同国の政変による政情不安のため、急拠両地区から、バッケーン、コキ、ダイエットおよびサムロントンの一部の安全な区域に移し、規模も 44ha に縮小して契約栽培と普及活動を行なった。また、これと並行し、これら地域に1カ所、0.1ha 規模の展示圃を数カ所設置し、在来のとうもろこしの慣行栽培区、ハイブリッド K305 の新耕種区等の展示を行なった。その後、政情が悪化したの

で、事業を一時中止し、専門家は45年8月末日に日本に引きあげるに至った。

昭和46年11月に本事業の協力期間を3年延長することになり、両国政府の間で公換公文が取り交された。その結果、栽培専門家を1名派遣し、ダイエットの試験場においてカウンターパートと協力して栽培試験を実施している。

昭和47年度は不安定な政情の中においてもどうか試験を続行し、ハイブリッド試験は生産力試験を2回完了し、また、前専門家の推奨品種の追試およびコンポジットの適正品種の選定をした。

さらに、今後は現在定着しつつある TMS 優生不稔が病害に弱いのでバケ No. 4 を母体とした抗病性のものを作る予定である。その他、本年度には既供与機材の総点検を行ない、機材リストを完成した。

48年2月8日の戦闘でダイエットの試験場が若干被弾し、その後、治安が極度に悪化し日本人専門家は安全上、殆ど試験場への往来は取りやめ、プノンペンのソクトロピック事務所で種子の保存、選抜に従事した。

その後、48年度に入って、治安状態がますます悪化したので、専門家はバンコックに一時避難することとなり、その結果バンコックからプノンペンのカウンターパートに対し、書信等による遠隔指導に切りかえることを余儀なくされた。

また、戦闘がダイエットの試験場にも及んだため、試験場を閉鎖し、機材類はプノンペンに引きあげた。こうした状況から、48年度本協力事業は種子の維持管理がせいっぱいであった。

派遣専門家

雑賀 忠蔵（栽培）

6. マダガスカル国畜産振興予備調査

(1) 調査の経緯および目的

マダガスカル政府は1958年独立以降、同国の基幹産業である農業の振興を重点として経済開発を進めており、国内の食糧供給の安定とあわせて輸出農産物の開発をはかろうとしているが、特に輸出産品としての牛肉を重要視しているところから、同国北部地域の畜産振興開発を意図しており、1973年5月わが国に対して協力を要請してきた。

本調査は、この北部地域における畜産振興開発計画に対するわが国の協力の可能性について検討するための予備調査を実施した。

(2) 調査結果

マダガスカル政府から提示された北部地域の畜産センターを中心とした Diego 地域振興計

画の再検討から着手すべきであろう。

プロジェクトの策定にあたっては、種畜の改良、優良基礎畜の増殖、普及、肥育技術、草地改良等を目的とする政府ペースの協力による畜産センターと民間企業による牧場を関連させて設置することにより、優良肉牛の増殖と経済的生産を促進させ得るであろう。

第3節 事業の問題点

開発技術協力事業は、開発途上国の強い要望である貿易収支の改善をはかるため、これら諸国の一次産品の輸出を促進することが重要な課題であり、それを解決するための一つの形態として発足したものであり、また、開発途上国の常として輸出余力の不足による安定供給性および品質・価格における国際競争力の欠如等を考慮に入れて、生産から輸出までを通して協力することに特色がある。

しかしながら、今までのように開発途上国とわが国の貿易収支の改善を目的として、わが国で輸入し得る一次産品の需給動向を勘案し、輸入の増大が期待される製品についてのみ協力の実施対象としてきた考え方を改めるべきであろう。

すなわち、開発途上国の輸出の拡大をはかるためには、それらの国の輸出産業の育成をはかり、輸出構造の多様化をはかることが重要な課題であり、そのためには多額の資金を必要とするとともに、より多くの海外市場が確保されなければならないため、わが国への輸出による貿易収支の改善のみにとらわれることなく、わが国以外の国への輸出をも考慮に入れた多様化した協力体制をとる必要がある。また、持たざる国の資源確保という要請、資源ナショナルリズムの台頭等を考慮し、今までのような点と線との協力ではなく、地域住民の生活向上、福祉向上を主眼とした地域総合開発方式へと協力体制を変えていく必要がある。

第9章 日本青年海外協力隊事業

第1節 事業の概況

1. 事業の意義と新展開

青年海外協力隊事業は、昭和48年度にいくつかの新方式を展開した。新業務方式の決定、地方選考の実施、派遣前訓練方式の改革、所属先補填制度の開設、シニア隊員制度の実施等がそれであり、いずれも国民的基盤の上に立ってすぐれた隊員を確保し、よくこれを磨いて現地協力活動を質的に高めることを目指したものである。

協力隊事業は、昭和40年に発足し、政府間協定に基づいて開発途上国の経済的・社会的発展に寄与するため、ボランティア事業として進められて来た。隊員の派遣は相手国の要請によるものであるが、ボランティア事業の特性から青年の自発的参加を建前として技術、技能をもつ青年を全国的規模で募集、選考し訓練の上これを派遣してきた。隊員の協力活動に対する開発途上諸国側の評価は高く、派遣対象国、協力分野等事業規模は拡大してきたが、広く国民的理解を得るには至っていない。

49年8月1日発足の国際協力事業団の中で、本事業は過去9年の実績と意義が評価されてその主要業務の一つとなるが、国際協力事業団法（49年5月31日公布法律第62号）に、協力隊事業は、「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動を促進し、助長する」と規定され、海外協力活動を志望する青年たちが、報酬を求めることなく、現地住民と職域・日常生活をともにしながら異文化の障壁をのりこえつつ、開発に寄与することを国が支援してゆくという建前をとっている。

2. 事業の実績

昭和48年度までの派遣実績は別表Ⅰの通りであって、アジア7カ国、アフリカ・中近東7カ国、中米1カ国、オセアニア・2カ国、計17カ国に1,597名（うち女性182名）の隊員を派遣している。48年度中の派遣は16カ国に202名、（うち女性23名）に止まり、過去5年間の最高であった前年度より34名減で、同じ5年間の最低となったが、これは後述するように選考におい

第2部 第9章 日本青年海外協力隊事業

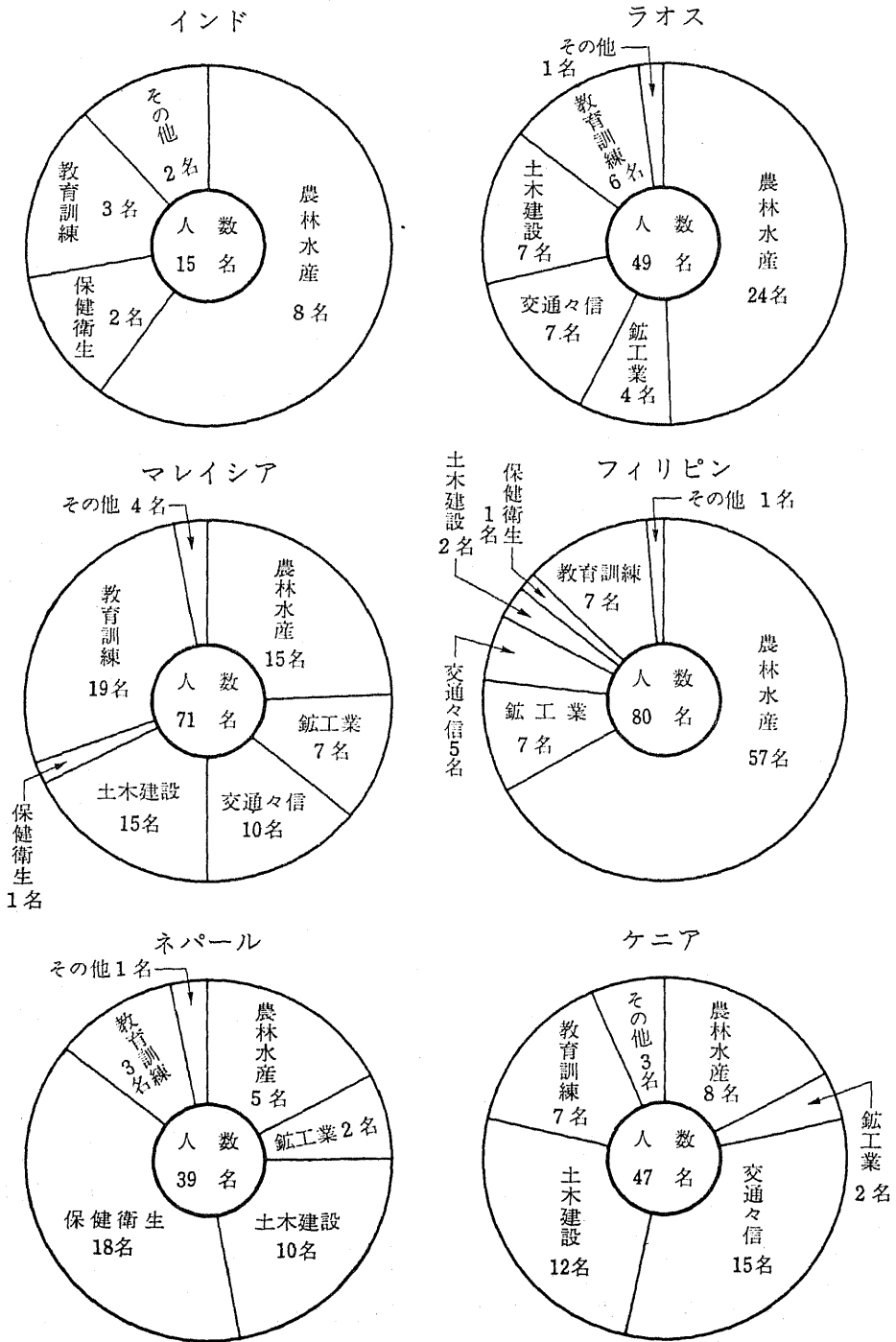
年度	摘要 予 算 額	対前年比	隊員派遣数
40	千円 76,791		人 48
41	176,948	230.4	103
42	393,641	222.5	162
43	677,348	172.1	179
44	888,969	131.2	233
45	1,166,093	131.2	217
46	1,538,289	131.9	217
47	1,687,547	109.7	236
48	1,954,961	115.8	202

表1 協力隊派遣実績表（昭和49年3月31日現在）

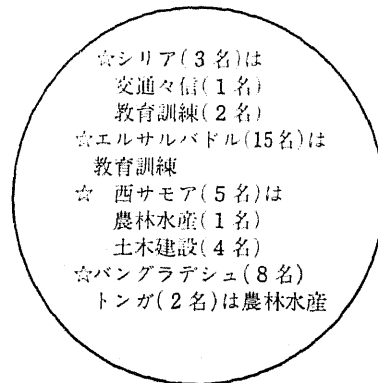
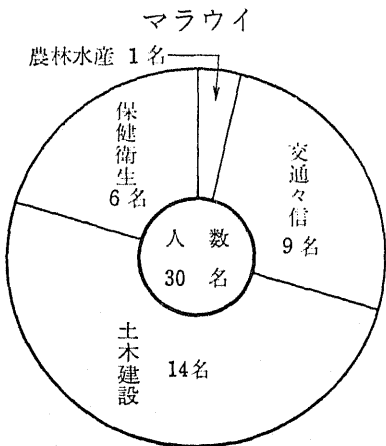
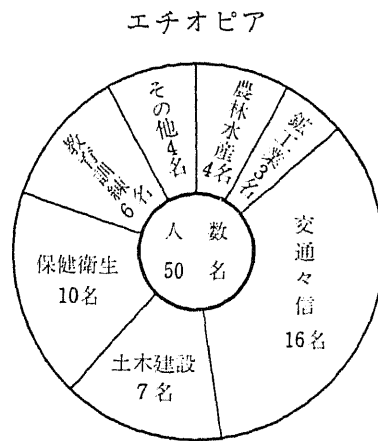
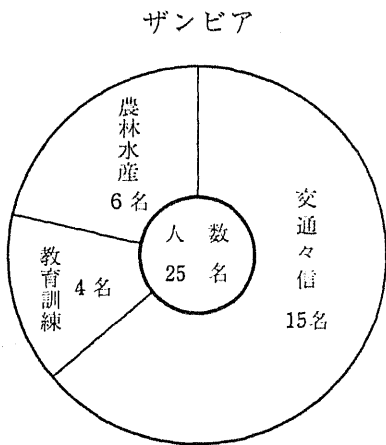
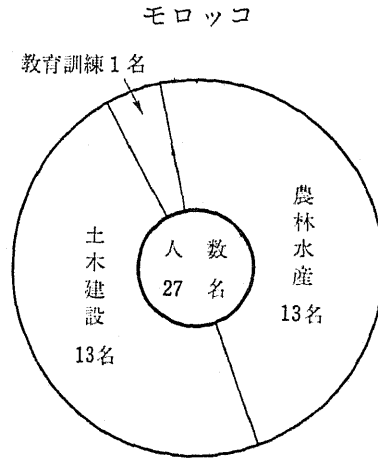
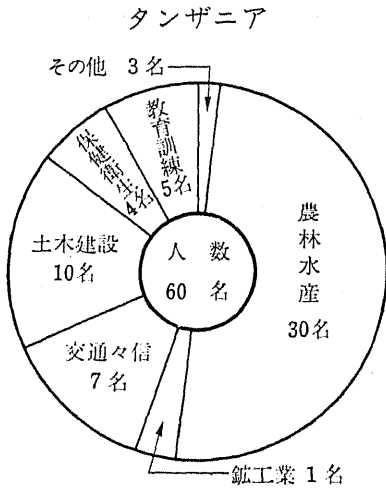
国 名	48. 4. 1 現在数	48 年 度 派 遣 数	48 年 度 帰 国 数	49. 3. 31 現 在 数	派遣累計	帰国累計	派遣開始 年 月
カンボディア	(昭和45年内戦のため隊員引揚げ後派遣なし)				16	16	昭和 40年12月
バングラデシュ	—	8	—	8	8	—	48年8月
インド	28	4	17	15	128	113	41年9月
ラオス	51	15	17	49	229	180	40年12月
マレーシア	82	23	34	71	251	180	”
ネパール	21	26	8	39	56	17	47年1月
フィリピン	89	33	42	80	281	201	40年12月
ケニア	49	9	11	47	129	82	41年3月
マラウイ	39	7	13	30	44	14	46年8月
モロッコ	16	20	9	27	91	64	42年9月
タンザニア	63	26	29	60	215	155	42年3月
ガンビア	15	10	0	25	37	12	45年3月
エチオピア	38	13	1	50	51	1	47年8月
エル・サルバドル	18	3	6	15	47	32	43年9月
シリア	2	3	2	3	7	4	45年1月
西サモア	4	1	0	5	5	0	47年12月
トンガ	1	1	0	2	2	0	48年3月
合 計	513 (46)	202 ()	189 ()	526	1,597	1,071	

注 本表には昭和49年月中旬に出した昭和48年第2次隊後期組44名を含めている。

図I—(1) 各国別派遣現況分野表



図I-(2)



て隊員の質の向上を旨とす厳選主義をとった結果である。48年3月31日現在、現地で活躍中の隊員数は526名であり、またすでに任期（2年、相手国側の要請に基づき任期を延長する隊員も相当数ある）を終えて帰国した隊員は1,071名にのぼり、国内のさまざまな分野であるいは再び海外で協力隊員として得た貴重な体験を生かし活躍している。

派遣実績を業種別にみれば農林水産702名（44%）、教育訓練265名（17%）、土木建設221名（14%）、交通通信182名（11%）、鉱工業97名（6%）、保健衛生69名（4%）、その他61名（4%）という状況であるが、近年の傾向として農林水産の分野が減退し、土木建設、教育訓練の分野が相対的にふえつつある。これは開発途上諸国のニーズに対応したのではなく、農林水産関係の業種について適格者の応募が減少したためである。

なおウガンダ・コスタリカ（昭和48年6月26日締結）の両国との間にはすでに派遣取極めが成立しているが、48年度末までに隊員を派遣するまでには至らなかった。

国別の48年度末における協力隊員の展開状況は別図Ⅰ—(1)、(2)の通りである。

なお事業予算面における事業発足いらいの推移はつぎの通りで、派遣規模の増加、協力活動の内容充実、国内・広報事業の拡充に伴ない年々漸増している。

第2節 48年度事業の実績

1. 協力隊新業務方式の確立、事務局機構の改革

協力隊事務局は47年度に、募集、選考、訓練、派遣各業務の相互関連性を分析、検討して、その結果、大要つぎのような業務方式を決定、48年度から実施に移した。

(1) 要請調査表（原則として現地で駐在員、調整員が所定のフォームに記述して事務局に送ってくる）を募集、選考、訓練を通じての基軸文書とし、原文は事務局の責任ある公文書として、複写はそのまま各県段階での応募相談にも、技術専門委員による技術試験の判断基準にも、また訓練所での指導にも活用する。

(2) 受入国の隊員派遣要請は、非公式の希望の表明、原局の要請決定、各国の窓口機関からわが国大使館への公文書提示などの段階をたどりながら煮つまっていくが、駐在員、調整員は早目に情報を入手して、現地調査を事前に進め、ちく次事務局に報告する。現地は要請の常時発掘方式をとり、事務局は、情況報告に即応して、募集内容を公式要請分、非公式分、要請見込み分等弾力化する。

(3) 募集は年2回とも、集中的募集広報を行う。訓練は1次隊、2次隊ともそれぞれ前期組、後期組に分け、各組とも訓練期間を座学期間（2カ月）、集中語学訓練期間（2カ月）と

に分かつ。

(4) 現地訓練期間1カ月を新設する。できるだけ団体方式を避け、言語習熟一本にしほり、相手国政府に異議さえなければ1人ずつ協力者の家庭に下宿させて、例えば近在の小、中学校で聴講させる等の方式をとる。

(5) 以上の業務方式に基づいて、業務の年間スケジュールをつぎの通り定めた。

第1次隊	第1次選考	第2次選考	1月(前年度)	2月(前年度)	4月→7月	8月	前期組訓練 派遣
					6月→9月	10月	
第2次隊	第1次選考	第2次選考	7月	8月	10月→1月	2月	前期組訓練 派遣
					12月→3月	4月	

新業務方式に即応して、従来の派遣課の性格、役割を根本的に改め、隊員派遣にかかる諸手続き、庶務経理事務一切を担当してきたのを、名称も「地域課」に変え、派遣地域にかかるタスク・フォースの機能を重視し、応募相談、選考、派遣前訓練等一連の流れに地域課員が出勤し得る態勢をつくることとなった。この機構改革は48年度初頭に行われ、①地域課の設置のほか、②従来の派遣事業にかかる庶務・経理事務の経理課への移管、③事務の合理化、電算化を進めるため情報管理課を新設、④広報室を広報課に改称、等4月から新体制が組まれた。

2. 隊員派遣

昭和40年の協力隊事業発足以来、隊員派遣国は毎年1~3カ国ずつ着実に増加してきたが、昭和48年度には派遣国リストにバングラデシュが加わり17カ国(ただしカンボディアは昭和45年の政変以来派遣を停止している)となった。在外隊員数は年度当初の513名に加えて前掲の表Iのとおり各国へ202名が派遣され、また年度中に189名が帰国したため48年度末現在で526名となった。

48年度は前述のとおり、協力隊創設以来初めての大きな変革である新業務方式が実施されたため、これに伴って隊員派遣も従来の年3回から4回へと変更され、出発は毎年度8月、10月、2月および次年度4月となった。

また上記新業務方式の一環で在外隊員に大きく影響を及ぼすものとして、現地業務費が関係するミニプロジェクト構想がある。ミニプロジェクトとは、隊員1人1人が自分の置かれた立場と相手国の実情とを勘案して、企画し実施してゆく協力活動はそれがいかに小規模なもので

あっても立派にプロジェクトと見なし、事務局としてはこれを成功させるため全面的に支援してゆこうというものであり、この支援は経済面のみならず、技術上のアドバイスなどもある。そして従来、機材費では賄えない資材手当、ローカルコスト等に使用されてきた現地業務費をあげてこのミニプロジェクト支援のために使用することとした。

昭和48年6月26日に新たに隊員派遣協定が中米のコスタリカとの間に締結された。これにより協定締結国は19カ国となった。

隊員海外手当については本年度頭初、事務局職員1名を全隊員派遣国へ巡回させ各国の経済の実態を調査させた。この結果に基いて4月に遡ぼって各国の手当額に手直しを加え、特に住宅が相手国から提供されないなど困窮している隊員については住宅手当を加算することとなった。

3. シニア隊員制度

本年度新たに発足した事業にシニア隊員制度がある。

わが国は今後とも世界共同体意識を十分認識して、人類が全体として平和と繁栄を享受し得るよう特に開発途上国との友好連けいを深めてゆく以外に、世界の中で、特にアジア地域の中で唯一の西欧諸国に比肩し得る先進国としての国勢を維持して行くことはできない。このためにこそ将来にわたって現行の経済協力、なかんずく技術協力を大幅に質、量ともに厚くすることが焦眉の急となっているが、日本として最も困難な点は、現地の人々の生活意識や職場就労意識を理解し言葉も十分話せる人材が極端に不足していることである。この意味から、本制度はすでに海外での協力活動を経験してきた帰国隊員の中から、真に役立つ地域開発専門家に育て上げるべく、人材を選考試験によって選抜し、合格者をシニア隊員として登録しておき、相手国の要請に合致した者を通例2年間（短期派遣もある）派遣するものである。要請の内容検討に当たっては、それが一般隊員のものよりも技術的、能力的に高いもの、あるいはグループ派遣の場合のリーダー的ポストなどが目安である。そしてシニア隊員の任期を満了して帰国した者には自動的に派遣専門家の確保要員としてプールの中へ組込まれるよう実施案を策定中である。

シニア隊員選考試験は語学試験および面接試験により実施するが、程度はかなり高水準に設定し厳選主義をとっている。試験回数はほぼ年間3~4回を予定している。本年度は2回実施され、15名が合格した。このうち、前述の方式に沿って11名が、ラオス1名、マレーシア3名、ケニア2名、タンザニア1名、バングラデシュ1名、ベトナム1名、パラグアイ1名、フィリピン1名と派遣されている。

シニア隊員が一般隊員と異なる点は、(1)任期は一応2年であるが、短期派遣の場合もある、(2)家族同伴を認める、(3)海外手当等が一般隊員より高額であることなどである。

以下隊員派遣国別に各国の現状を概要記述する。なお、記述中の派遣数には昭和48年度第2次隊後期組（昭和49年4月中旬に出発）44名を含めてあるが、末尾の統計表の中には含まれていない。

4. 国別の協力活動状況

(1) バングラデシュ

バングラデシュに対しては、旧東パキスタン時代の昭和35年より日本の農業協力が行なわれ、日本の技術協力の草分け的存在であった。農業専門家が現場に入っ行なう協力活動は東パキスタン側から高く評価され、協力隊発足当初の昭和40年にも強い派遣希望が寄せられた。当時農業大臣は日本の技術者600名が派遣されれば農業革命が達成できると語ったほどである。しかしながら、すでに派遣されている他国ボランティアに好ましくない面があり、今後一切のボランティアを受入れないとの閣議決定がなされていたため、日本からのみ協力隊を受入れるという、特別扱いができないまま難行してきた。

46年12月バングラデシュ独立とともに、世界的な救援ムードに湧き立っているなかで、日本も47年1月農業協力の協定がなされ、同協定内に協力隊派遣もうたわれた。引き続き47年3月協力隊派遣に関する二国間協定が締結された。バングラデシュの場合、こうした過去の他国ボランティアとの経緯から、協定締結の際も隊員の技術水準に鋭い質問が集中し、ボランティアというよりも、ジュニアエキスパートとして位置付けられている。

48年8月、稲作、園芸、農業機械の隊員3名が派遣された。同年10月第2陣として同業種5名、49年4月にシニア隊員1名と、48年度に計9名が4カ所の農業普及訓練所に赴任した。隊員の任務は、食糧増産のために農業普及員の養成が急務となっている折から、7カ所の農業普及訓練所で約1万5千人の普及員を育成する教師として、主に実技部門の指導を受持っている。

(2) インド

昭和41年9月に第1陣が派遣されて以来、毎年隊員が派遣され累計128名を数えた。しかしながら、印パ戦争を契機とする外国援助への反省と再検討の気運は48年度にも一そう尾を引き、国際関係にも影響されながら、ボランティア活動の縮少方向に動いている。

1カ国からのボランティア数名以内との政策が発表されて以来、1年3カ月振りに4名の隊員が派遣されたが17名が帰国、昭和46年には70余名が協力活動を行っていたインドも15名に減少した。今後もボランティア活動の制限は続くことが予想され、要請、派遣の見通しは厳しい状況となっている。

(3) ラオス

48年度新規派遣は16名、内1名はシニア隊員で、農業機械3、建設機械1、測量1、ラジオ送信1（シニア隊員）、家畜飼育1、鉱物分析1、飼料作物1、稲作1、水質検査1、柔道1、養鶏1、野菜1、農業経営1、農業土木1であり各々継続プロジェクトへの交替及び増員派遣である。

ヴィエンチャンにおいてはスポーツ教育関係隊員が今後のラオスをにやう青少年の体力づくり及び各種学校での技術教育に協力している。一方農村部においてはドンドック及びラクシー両畜産試験場でそれぞれ1,000羽～2,000羽用の鶏舎を建設し、デモンストレーションや近隣農家への養鶏指導・普及にあたるとともに農村青年の技術訓練に協力している。また避難民救済プロジェクトでは農業機械隊員は農機の維持管理指導、野菜隊員は灌漑施設をつくり乾季作物の栽培指導を行ない避難民の生活向上に協力している。

ヴィエトナムと平和に続きラオスでも和平協定が調印され、ヴィエトナムでの戦争及び内戦の影響で隊員はヴィエンチャン、ルワンプラバン、サバナケットの各都市部に集中していたが、今後は戦後復興、避難民救済のために地方に分散し、村民への協力活動に向かうことになろう。

また農業国であるが農産物の自給体制がとられていないことから農業・畜産・土木関係分野で地域開発へ協力することが隊員派遣の中心となろう。

(4) マレーシア

48年度新規派遣は26名にのぼり、その内容は(ア)職業技術訓練・指導プロジェクト（文部省中等職業訓練学校、同技術教員養成カレッジ、MARA 原住民信託公団）—工作機械2、車両整備2、溶接2（うちシニア1）、車両板金塗装1、電気制御1、真ちゅう製品デザイン1、(イ)農業プロジェクト（東マレーシアのサバ州、サラクワ州各農業局）—稲作4（うちシニア1）、育種1、きのこ栽培1、農業機械1、(ウ)スポーツ指導（文化青年スポーツ省、内務省国家警察本部）—卓球1、ボクシング1、柔道1、(エ)日本語教育（MARA 公団工科大学、マラヤ大学）—3（うちシニア1）、(カ)建設公共事業プロジェクト（サバ州土地測量局、同公共事業局）—都市計画1、工学製図1、(キ)農業土木プロジェクト（農漁業省）—農業土木、(ク)電気通信プロジェクト（内務省国家警察本部）—無線レーダー1、である。

職業訓練学校への協力は、実務の経験の乏しい現地人指導員が数少ない現状では引続いて重要度を増している。技術教員養成カレッジにはすでにマレーシアで2年間活動した経験のある溶接のシニア隊員が派遣され、数多い職業訓練隊員の活動のカナメになることが期待される。また真ちゅう製品デザイン隊員は、MARA 公団の経営指導部配属で、この国の真ちゅう鋳物製品の主産地である東海岸クアラ・トレンガヌで、デザインの改良、鋳物技術の改善普及等、地

場産業への貢献が期待されている。

なお前記の溶接のほかサバ州へ稲作の、マラヤ大学へ日本語の、それぞれシニア隊員1名ずつ合計3名のシニアが派遣された。

一応47年度から始まったサバ州への公共事業、建設関係隊員の派遣は48年度も続いたが、これは産業開発を目ざすサバ州が、道路はじめ周辺関連施設の建設を急ぎ、道路新設・改良、新しい町づくり等のプロジェクトに、若年技術者の不足を補うために派遣を要請し評価している現われである。

MARA 工大、マラヤ大学等の日本語コースでの協力も定着し、常時6名の日本語指導隊員はそれぞれに評価を受け、日本への関心の高まりかたがた当面なくてはならぬ存在になっている。

42年以来隊員を派遣して協力している国家警察本部管下の柔道訓練は、有段者が年々増加し、助教、助手として活躍、49年3月にはマ警察本部が有段者研修コースを組織して隊員の指導と助教適格者の選抜を求める等、協力成果は上がってきた。最高時14名にのぼった柔道隊員は48年度末に3名となって、日常訓練は現地人有段警察官の手に移りつつある。

(5) ネパール

48年度新規派遣は26名で、その業種別内訳は看護婦18名を筆頭に、測量3、織物関係2、建築、淡水養殖、器械体操各1である。

看護婦はおおむね2人がペア（内科病棟、手術室勤務各1）となり、各地の政府病院にシスター・ナース（主任看護婦）として勤務し、看護技術水準の向上に貢献しようとするものである。具体的活動例として、測量隊員5名は地籍測量計画に協力し僻遠の地まで出かけ測量チームの巡回指導を行なっている。農業部門には、ジャナカプル農業開発計画に協力する5名の隊員が専門家と共にラプチ農場に勤務している。その他の隊員も、ネパール国家開発計画の重要な部面に組みこまれ、業務に精進しているが、ネパール側の協力隊に対する期待は大きく、これは具体的に派遣要請の急増となって現われている。

(6) フィリピン

本年度新規派遣は33名で、稲作1、野菜8、養鶏2、畜産2、農業土木1、漁具漁法3、淡水養殖1、水産物加工1、竹工芸1、木工1、ラジオ・TV修理1、一般土木1、水道工事1、電気工事1、バレーボール1、ピンポン1、柔道1、看護婦1、臨床検査技師1、日本語2、秘書1である。

比側受入総合窓口 Philippine National Volunteer Service Coordinating Office との合意により、地域総合開発に熱意のある地方自治体への派遣が増加した。現在隊員を派遣している

地方自治体は、州 (Province) では Abra, Albay, Antique, Bukidnon, Davao del Sur, Davao Oriental, La Union, Northern Samar, Oriental Mindoro, Sorsogon, South Cotabato の州であり、市 (City) では、Bacolod, Cagayan de Oro, Irigan, Naga, San Jose の5市、町 (Municipality) では Cabugao, Mankayan の2町である。

なお、本年度初めて文化系隊員3名(日本語2名、秘書1名)を派遣したが、秘書隊員はフィリピン側の受入窓口である上記 PNVSC に勤務し、日比両者の接点において潤滑油として機能するもので、隊員報告書や比政府への隊員意見書などの英訳も手掛ける予定で、フィリピンで初めてのいわゆる隊員支援隊員としての活躍が期待されている。

これまでの派遣総数は281名となり、各分野でのプロジェクトが定着しつつあることを反映して、隊員の任期延長要請および交替隊員要請が増加している。派遣分野では農業関係が全体の7割強を占め、教育訓練約1割、鉱工業約1割、その他が交通通信、保健衛生となっている。

(7) モ ロ ッ コ

本年度は20名の隊員を派遣し、このうち12名は地方都市に配属され、これまでのラバト、カサブランカという都市中心の協力活動から、全国12の都市に分散した協力形態をとるようになった。このことは交替隊員ばかりでなく、いわゆる初代隊員と同様に処女地へ飛び込んだ隊員が多いことを意味し、モロッコにおける協力隊は第2期に入ったといえる。48年度末現在隊員数は27名で、内訳は測量10、獣医師7、造園2、養蚕2、建築1、農業機械2、淡水魚養殖1、水泳1、水力技士1である。隊員は農業農地改革省、内務省、青年スポーツ社会省に配属され、モロッコの開発に協力している。測量隊員は農業開発の重点施策である灌漑に伴う地形測量、路線測量、面積の確定や都市計画等における現地の技術不足をカバーし、獣医師隊員は各地の畜産研究所や屠場に配属され、食肉検査、病理検査、魚市場の鮮魚検査等一般市民の健康維持に欠かせない業務に従事している。その他、42年以來のプロジェクトである養蚕振興、都市計画の一環としての造園(ラバト・カサブランカ)、公共建造物の設計、施工、農業機械の修理、整備の指導、モロッコの観光地化に伴う鱒など食用淡水魚の増殖、青少年に対する水泳指導等バラエティーに富んだ協力をしている。

今後の協力活動としては職業訓練校におけるより組織的な技術指導が考えられるが、日本の青年になじみの薄いフランス語での指導など問題点は多い。

(8) エチオピア

エチオピアは協力隊派遣国の中では比較的歴史の浅い国である。昭和46年11月協力隊派遣協定が結ばれ、47年8月第1陣として25名が派遣されて以来隊員要請は着実に増加し、48年度は

土木一般2, 建築設計1, 建築施工1, 陶芸1, グラフィックデザイン1, 写真現像1, 工作機械1, 電子工学1, ラジオ・テレビ修理1, 経済統計1, 体育一般2の計13名が派遣され、49年3月末現在は50名である。

隊員の現地での活動は主として①地域社会開発への協力, ②教育・職業訓練への協力, ③公衆衛生への協力がおこなわれている。

地域社会開発では都市計画・上水道施設・土木・車輛整備・窯業及び水産養殖が主としてあげられ, また教育訓練関係ではエチオピア帝国電々公社附属訓練所に4名の隊員が派遣されて電話保守技術の指導にあたり、また, 中央統計局において, 統計資料の編集, 農業統計, コンピューター等の分野で協力を行なっている隊員もいる。公衆衛生関係では中央統計局において衛生研究所において医動物部門の検査及び家畜衛生部門への協力が行なわれている。また WHO と協力し天然痘撲滅計画に監視員8名, 無線通信2名, 車輛整備4名の隊員が参加しているのも, エチオピアにおける大きな特色の一つである。

今後の問題としては隊員が首都アジスアベバに集中する傾向があるので, エチオピア側とも充分協議の上, 地方への分散化と, 派遣業種をある程度しぼり, より効果的協力の推進を考えなければならないことである。

(9) ケニア

48年度新規派遣は9名で, 車輛整備4(農村工芸学校2, 森林局2) 洋裁1(国家青年奉仕隊) 高校教師3(ハランパー・セカンダリー・スクール)である。このうち農村工芸学校(社会福祉省)及びハランパーセカンダリースクール(教育省)は新規配属先で, 配属地が都市でなく農村地域であること, 及び隊員の任務が学校における“教師”“インストラクター”という教える立場に立つことがケニアへの派遣の特徴となっている。

農村工芸学校は小学校を卒業した青年男女を対象とし, 学校教育のあとをうけ, 大工, 金物工, 洋裁師, 車輛整備士などの自営者育成を地域開発の一環としておこなっている。現在約70校が農村に点在し, その数は増加の傾向にある。都市農村を問わない失業問題のためか, 比較的高い授業料を払っても技術を習いにくる青年が多い。北欧諸国が農村開発として援助を行ない, ケニア政府もその必要性を強調しているが, 学校運営の資金難, インストラクターの不足は例外なく深刻であるので, この農村工芸学校への隊員派遣は, 今後増加し, ケニア協力隊のひとつ軸になる可能性が高い。

また, ハランパー・セカンダリー・スクールはケニア政府設立の学校を地域的に補う形で, 地域の有力者による委員会を主体として建てられている。数のうえからは約600校と政府直系の学校を大きく上回っている。しかし, 学校設備はもちろんであるが, 教師とくに理数系の教師が, 絶対的に不足しており, 将来の就職のために統一の資格試験に合格しようとする生徒の

勉学意欲に応えられない実状にある。この政府系学校との教育の質の格差は、地方における生徒の急増とともに拡がる一方で、政府もその是正に力を入れはじめ、隊員の要請は、この方針に沿って出されたものである。本年度隊員の配属された学校は、コチョリア、マクユ、ザラナといった地図にもない辺地で、電気も水道もないところである。このような僻地での生活環境問題とともに、教育分野での協力活動は、言葉制度の違いを乗り越えておこなう困難を伴う。派遣した3カ所を基点とし、経験を積み重ねる地道な努力が必要とされる。

その他、農業省、労働省（国家青年奉仕隊）、観光野生動物省、天物資源省、建設省、内務省への隊員派遣は継続して行なわれている。とくに、農業及び水産部門では、将来の展開が楽しみなプロジェクトを着々と進めており、ケニア政府の評価も高く、今後のケニアへの協力のあり方にひとつの方向を示唆している。

(10) タンザニア

本年度はシニア隊員1名を含む27名の新規派遣で、その内訳は、農産物加工、稲作、地図作成、竹工芸、エンジン整備、測量、発電機整備、漁船エンジン、車輛整備、ラジオ送信、園芸（シニア隊員）、秘書の業種に各1名、そしてその他、建設機械2名、家畜飼育2名、昆虫（ツェツェ蠅駆除）3名、獣医4名、造園4名である。

隊員は農業関連業種を主体として、28業種の方野で活躍し、タンザニアの開発に協力している。

上記の本年度派遣隊員のうち、新規業種は、ツェツェ蠅駆除、地図作成、竹工芸、エンジン整備、発電機整備、ラジオ送信および秘書の各業種である。ツェツェ蠅駆除および地図作成は農業省ツェツェ蠅駆除課に配属となり、駆除計画の策定および駆除用の地図の作成に当るもの、竹工芸はすでに数年前からタンザニアへ派遣されて竹工芸訓練センターの設立に努力を傾けていた日本人専門家の指揮下によって、同訓練センターにおいてタンザニア人へ竹工芸の技術を伝授するもの、エンジン整備はツェツェ蠅駆除用に使用されるガソリンエンジン式薬剤散布器についてエンジンの整備を教えるもの、発電機整備は僻地の大農場に設置される自家用の発電機について整備技術を教えるもの、またラジオ送信は情報放送省の一機関であるラジオタンザニアの放送機の保守管理に当るものであり、そして秘書隊員はタンザニア初の文化系隊員の派遣として在タンザニア協力隊事務所に勤務し、一般隊員の協力活動を側面から支援するものである。

一時期タンザニア全国で90名をこえる隊員が活動し、その半数以上が農業省に配属されていたが、いたずらに派遣数の拡大のみを計り、その要請内容の質的つめが十分でなかったために、各所において必ずしも協力活動の効果を上げ得ず、漸次縮少の一途をたどっているプロジェクトが散見された。

今後の協力活動のあり方の基本パターンとしては、未だ開発プロジェクトの基本方針作成に当って十分人材を確保し得ない開発途上国の実態に鑑み、開発プロジェクトの方針策定の段階から助言し協力して行くことが必要であろう。

(11) ザンビア

48年度派遣は新規10名であり、その内訳は次の通りである。

漁具漁法 1, 養鶏 2, 電話工事 5, 搬送無線交換 1, 無線航法 1。

ザンビアにおいて現在25名の隊員が9業種にわたり活躍しているが、本年以降の派遣方針として隊員の地方分散化、並びに第一次産業部門への重点派遣を計るべく調査、調整に当たっている。

(12) マラウイ

48年度派遣は新規、交代を合わせ7名であり、その内訳は ①新規派遣ディーゼル電装、ディーゼル機械各2 ②交代派遣道路測量2, 車輛整備1

現在32名の隊員が建設、通信運輸等11業種にわたり活躍しており、マラウイ政府側の評価と期待はきわめて大きい。それは要請の急増となって表われており、派遣が追いつかないのが現状である。既派遣業種の交代要請に充分答えるよう努力するのはもちろんであるが、49年度以降の派遣方針としては農業、教育関係にも派遣を拡大すべく諸般の準備を進めている。

(13) シリア

昭和44年以来シリアへは柔道及び空手の2隊員が派遣され、内務省に所属しダマスカスの警察学校において体育正課として柔道・空手の指導を行なうかたわら、一般市民への普及指導も行なってきた。48年度はこれら内務省関係の隊員の外に文部省からも派遣要請が出され、電子工学及び器械体操の隊員が1名ずつ派遣された。電子工学隊員は高等工業専門学校において工業高校卒業生を対称に電子工学に関する理論と実習を指導している。器械体操隊員は体育師範学校で初等中等学校の体育教師となるべき学生に対し主として実技実習を担当している。

その他工業省からも派遣要請が出ているので49年度中にはビスケット加工の分野でも協力が開始される予定である。

(14) エルサルバドル

48年度派遣は、造形美術関係の交替隊員3名で、グラフィックデザイン1, 陶器1, 彫刻1である。

当国への協力隊派遣は、体育教育プロジェクト（国立体育教員養成学校及び国立青少年総合

スポーツセンター)については6年目、美術教育プロジェクト(国立芸術高等学校)は4年目に入り協力隊の現地活動もすっかり定着している。

本年度は青少年総合スポーツセンター(サンサルパドル、サンミゲル、サンタアナ、ソソナテ、ウスルタンの各都市)で協力活動を続けている柔道、バレーボール、水泳の隊員へのプロジェクト支援機材として、総額700万円相当の体育機材を購送した。

また、特筆すべきは芸術高等学校において協力隊員のカウンターパートであった2名の卒業生が48年度の地方公共団体の受け入れ研修員として来日し、宮城県において研修を受けたことである。

派遣分野をしばって重点的かつ継続的に協力する方式はエルサルパドル政府もその実効を認め高く評価している。他に日本語指導、音楽、農業高等学校の分野での協力要請もあり49年度には派遣が予想される。

(16) 西 サ モ ア

昭和46年9月に締結された派遣協定に基づき、47年度から派遣が開始され、同年度中に、土木2、建築設計1、漁船エンジン1の計4隊員の派遣を見たのに続き、48年度、さらに建築設計1名が赴任し合計5名の隊員が活躍中である。

派遣隊員はそれぞれ公共事業省の土木局、建築局及び農林水産省の水産局に所属し、道路修復工事、橋設計、低価格住宅の企画、船外機エンジンの修理等の協力活動を行っている。

同国に対する諸外国の協力が総じて教育中心であったのに比し、協力隊は技術分野を中心とした隊員派遣に主眼を置いている点および隊員の人柄が相手国から評価され、今後とも、要請数の増加が見込まれる。

なお、今後、自動車整備、木工、工作機械等の技術分野での指導を目的とした学校部門への派遣も考慮に値するものと思われる。

(16) ト ソ ガ

昭和47年4月に締結された派遣協定に基づき、47年度1名(農業機械)、48年度1名(漁具・漁法)の計2名が派遣され、それぞれメソジスト派教会の経営する全寮制中学校において、職業教育の一環として農業機械の整備修理指導及び漁業指導を行っている。

同国は独立後まだ日も浅く、開発プランも未整備な状態であるが、親日的国民性ともあいまって協力隊に対する期待は非常に大きいものがある。

現在、冷凍機・船外エンジン等関連業種のチーム派遣の要請もあり、内容を十分検討して、的をしばった協力方針を貫いて行くことが良策であろう。

5. 隊員の募集および選考、地方選考の開始

協力隊事業の主役は、ひとりひとりの隊員であり、人物、語学力、技術技能の三つの面ですぐれ、かつ実践力を内包している人材をえりすぐっていかにか磨きをかけるかが、事業の成否に直結する。

しかも第1節で述べた通り、この事業を広く国民的基盤の上に進めてゆくためには、将来の地方、地域におけるオピニオン・リーダーを発掘、育成するという意義も深く考慮しつつ、全国から地方公共団体、各種の地域・青年団体・組織の協力を得て、人材をつのることが必要となっている。

このため47年度までの、まず書類審査で第1次選考を行ない、その通過者を2～3日間事務局に集めて筆記と面接の試験を行なうという東京中心の選考方式を抜本的に改め、地方での充実した筆記試験の実施を内容とする新しい選考システムを決定し、48年度の募集・選考期から具体的にいえば48年度第2次隊員の選考試験から（48年度第1次隊員の選考は47年度内に実施済み）実行に移した。新方式の要点を記せば次の通りである。

- ① 論文、英語、技術の各筆記試験を第1次選考試験として、47都道府県で同時実施する。
（従前も論文作文、英語のペーパーテストは簡単なものにせよ実施してきたが、技術の筆記試験は初実施）
- ② 選考試験の実施管理はもちろん、集中募集、応募相談、広報等の諸活動を各都道府県と連絡、協力して進めるため事務局職員がそれぞれ各「県担当」の業務指示を受けてその任に当たる。
- ③ 第1次選考試験の通過者を、派遣業種別に一週間の中の一日を定めて東京の事務局に呼び、個人、集団、技術、英会話の各面接試験を行なう。
- ④ 募集・選考のサイクルを年2回に決め、募集期間、第1次・第2次選考日を固定化する。これは後述する派遣前訓練の新方式と直結する。（ただし協力隊参加志望者の願書は、所定の集中募集期間外でも常時受け付け、選考、訓練、派遣の年間スケジュールの中で調整、処理される）

筆記試験の重視についてふえんすれば、

- ① 論文試験は文章の優劣よりも、人物を見きわめることに主眼をおき、受験者の問題意識、ものの考え方を把握し、協力隊員としてふさわしい“珠玉の人材”を選ぶため、特に重視する。
- ② 英語試験は、協力活動を有効に展開するために配属先の上司、カウンターパート等との日常の折衝、対話、あるいは指導、普及にとって語学力が相当に重要であって、これまで一般に協力隊員への高い評価を得ながらも、語学力の不足が相手国側からも指摘され、か

つそれが配属先との間の相互の理解を阻んできた実例も少からずあったことにかんがみ、高校卒業程度の水準の筆記問題を課した。

- ③ 技術試験は、従来面接試験だけであった点を省み、基礎的知識、応用力、実践力を測り得る問題を選考対象業種ごとにそれぞれの専門委員を委嘱して出題し、同じ委員による2次試験の技術面接と相互に補完すべく、初めて実施したものであった。

上記の新方式に基づき、48年度第2次隊員の選考が48年7～8月に、50年度第1次隊員の選考が49年1～2月にそれぞれ実施され、応募から合格までの推移は次の表の通りであった。新方式への切り換え、特に地方選考の初実施という画期的、抜本的改革により、また一方筆記試験の重視、特に論文、英語問題採点の慎重な厳選方針によって、受験者数、合格率の若干の低下を示したが、これらについては、第3節で改めて記述する。

なお48年度中2回にわたる地方選考実施の結果、県側から貴重な問題点提起や示唆を受け、そのつど、検討し、必要な改善をはかった。その大部分は試験準備、試験当日の実務、手続きに関するものであるが、試験の管理員人選の仕方、「管理員の手引き」作成と改善、試験問題用紙の保管取扱い方法、試験時間割と試験科目の順序等多岐にわたった。これらを通じて、各都道府県に協力隊諸業務を主管する窓口課・係が、それぞれの県の実情に即して決められ、事務局との連絡、協力関係の基礎づくりができた。

隊員応募合格状況推移表

区 分	48 年 2 次 隊		49 年 1 次 隊	
	員 数	対 出 願 比	員 数	対 出 願 比
既 登 録 區 書	1,259		1,438	
新 規 願 書	365		511	
計	1,624	100 %	1,949	100 %
1次試験受験者	721	44.4	551	28.3
1次試験合格者	194	13.4	187	12.3
別に準有資格者	23		53	
2次試験受験者	163	10.0	181	9.3
2次試験合格者	105	6.5	115	5.9

(注) 準有資格者は前回に1次試験に合格したがやむを得ない理由で2次試験を受けられず、ないし合格水準に達しながら競合の結果最終合格に至らなかったもので2次試験の受験予定者。

6. 国内の組織活動について

47年度に討議、素地づくりを進め48年度から実行に移した地方選考は、くり返すまでもなく当面の協力隊業事の最重点であった。従って国内の組織活動も、事務局の各都道府県担当職員

が、各担当県窓口、(旧)海外移住事業団、地域・青年諸団体、隊員 OB、マスコミに対して活発に進めた。

特に48年度第2次隊、49年度第1次隊の年2回の集中募集期間(48年4～5月、同10～11月)には、各地方の新聞、ラジオ、テレビを通じて周知した上での各県レベルでの募集説明会、応募相談会が延べ43道県で実施され併行して協力隊写真展、「協力隊の夕べ」等の行事が行われたほか、府県の主催行事、例えば県農業祭、高校海外教育研修会、海外事情講演会、市町村移住業務担当者会議等に事務局職員あるいは隊員 OB を講師として派遣したり、パネルの展示、広報映画の上映等協力したものが48年度中に24件あった。これらは単に募集あるいは広報の活動という狭い観点からではなく、協力隊事業を国民的基盤に立って、という命題に沿って地方公共団体はじめ諸団体・組織との協力、相互理解を深めてゆく上で重要な意義をもつものであった。

その表われとして、次の諸点が挙げられる。

- ① 県の窓口担当者が協力隊参加志望者のカウンセリング(応募相談)に応ずる実例が徐々にふえてきた。
- ② 県の窓口課・係と県内在住 OB との関係が緊密化しつつあり、県単位の OB 会組織化を促進してきている。
- ③ 48年度に15府県を数えるに至った外務省補助金による技術研修員受入れ事業に、協力隊員及び隊員 OB の現地における協力活動関係者(隊員のカウンターパート、生徒等)の受入れが、協力隊事務局の仲立ちによってふえてきた。
- ④ 県職員の協力隊参加者に対して有給休職措置を講ずる県がふえてきている。

上記の動向は、地方選考の定着、国際協力事業団の発足かたがた、一そうの増進が期待されている。

国内の組織活動に当たって、実績を積み上げつつあるのは、高校海外教育研究協議会(全国で約1,200の加盟校)並びにユネスコ国際理解研究校(同約200校)に対するアプローチである。前述の通り特に前者の県単位の教師・生徒合同の研修会への講師派遣や資料、ポスター配布等を実施したが、「南北問題」、開発協力に関するわが国内外の世論、認識の高まりに応じて、高校側の反響は多大であった。

また県、日本青年奉仕協会等の諸団体からの「青年の船」等青年海外派遣事業に対する便宜供与と依頼は正式に文書を受けたものだけでも48年度中にマレーシア、フィリピンを主に18件あって、現地で隊員との交歓、現地事情説明等が行われた。

このほか例年と同様にアジア・アフリカ研究会等大学、各種学校諸活動への支援と提携い、各種催物への参加、青年諸団体、国際ロータリークラブとの行事提携い等を行なった。